

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、国民年金事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

国民年金事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金事務
②事務の内容 ※	＜国民健康保険等システム(うち、国民年金システム)＞ 国民年金法(以下「国年法」という。)に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。 ①国民年金被保険者資格の適用事務 資格取得・喪失、種別変更、任意加入等の届出を受け、日本年金機構に送付し、日本年金機構より処理結果を受取る。また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者からの免除等申請(納付猶予、学生納付特例を含む)を受け、所得情報とともに日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。 (詳細は(別添1)を参照) ②国民年金の給付事務 受給権者から年金請求(老齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金等)を受け、日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。 (詳細は(別添1)を参照)
③対象人数	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [30万人以上]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険等システム(うち、国民年金システム)
②システムの機能	(本システムについては、以下「国民年金システム」という。) ①資格管理機能 ・住民基本台帳情報(以下「住基情報」という。)から20歳到達予定者の抽出を行い、日本年金機構による付番結果の取込みを行う機能 ・資格の得喪等届出受付情報、日本年金機構への送付情報、及び日本年金機構における決定登録情報等を管理する機能 ・期間満了者に対する資格喪失処理を行う機能 ・免除等申請の受付情報、日本年金機構への送付情報、日本年金機構の審査結果等を管理する機能 ②給付管理機能 ・受給権者からの請求受付情報、日本年金機構への送付情報、及び日本年金機構の審査結果等を管理する機能 ・老齢福祉年金受給権者の所得情報を日本年金機構へ連携し、支給結果を管理する機能 ・障がい基礎年金(20歳前障がい)受給権者の所得情報を日本年金機構へ連携し、支給結果を管理する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

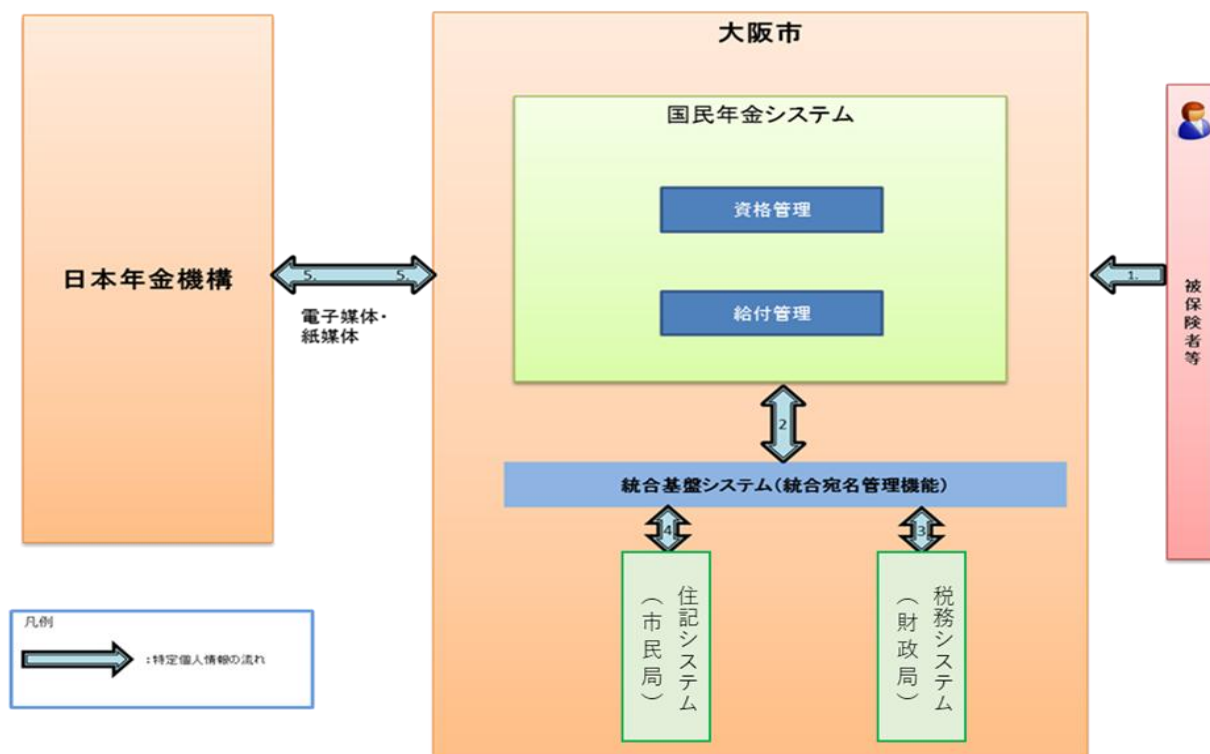
システム2

①システムの名称	統合基盤システム
----------	----------

②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。 2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能。 5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバーや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能。 6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（連携する全てのシステム）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	番号制度の導入後は、基礎年金番号で受け付けていた届出等について、個人番号でも受け付けることを基本とするため。
②実現が期待されるメリット	日本年金機構における情報提供ネットワークを通じた所得情報や住基の異動情報等の照会が可能になり、各種申請等の際に添付する書類（所得証明書等）や、氏名変更、住所変更届出等の省略が可能となることで、被保険者等の利便性及び行政事務効率の向上が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表 第46の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施しない ☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	福祉局長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容

行政機関間等情報連携イメージ



(備考)

【概要】連携の流れ

1. 個人番号により資格関連の届出、免除等申請、年金請求等が行われる。
2. 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システムへ連携を行う。
統合基盤システムの統合宛名管理機能において、国民年金システムから連携された個人に対し大阪市内で新たに「団体内統合宛名番号」を付番する。
3. 税務システムに所得情報の提供依頼を行い、免除等申請、障がい基礎年金(20歳前障がい)請求に必要な所得情報に利用する。
4. 住民記録システム(以下「住記システム」という。)に住基情報の提供依頼を行い、住所等確認に利用する。
5. 日本年金機構に対し、資格関連の届出、免除等申請、年金請求等受付情報を媒体により報告し、日本年金機構における処理・審査結果を受取る。

※市町村では、他の行政機関間等における情報連携について、情報提供ネットワークシステムを利用する事務は発生しない想定。

(国は、日本年金機構が、所得情報、住基情報等を情報連携ネットワークシステム等を通じて取得することを想定している。)

※事務内容別の連携イメージ図は、別紙1のとおり

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民年金の被保険者または受給権者(以下「被保険者等」という。)及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録をしていた、被保険者等であった者
その必要性	・市町村の法定受託事務として、保険料免除等の処分に必要である被保険者及び世帯員の所得状況等を日本年金機構へ報告する必要がある。 ・過去、本市国民年金システムに登録されていた被保険者等が再転入した場合等に、事務の正確性及び効率性の向上のため、過去の年金情報を引継ぐことができるよう、過去の被保険者等の情報を保有している。 (本市の住民基本台帳から削除された者については、削除後5年間を保管期間とする。)
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため ・5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)、連絡先及びその他住民票関係情報は、①本人への連絡等のため、②届出等の際の住所確認のため、③続柄情報から適切な世帯対象範囲を特定するため、④死亡・転出等による世帯情報の変更を確認するため ・地方税関係情報は、本人や世帯員の所得を把握し、保険料免除や年金請求の手続き、日本年金機構からの問合せ等について適切に対応を行うため ・年金関係情報は、日本年金機構への報告や、被保険者等からの年金相談等に対応するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	福祉局生活福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部住民情報担当、財政局税務部課税課、福祉局生活福祉部保護課) ☐ 行政機関・独立行政法人 (日本年金機構) ☐ 等 ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	<国民年金システムに関わるもの> ・被保険者等からの関係届、免除等申請書、年金請求書等(紙媒体)により都度年金関係情報を更新する。 ・住民登録者は住記システムの異動情報と連動し、日次更新する。 ・所得情報は、税務事務システムの異動情報と連動し、年次(6月)及び月次で更新する。 ・日本年金機構からの資格適用、免除等申請、年金請求等に係る処理結果(媒体)により週次で更新する。 ・各区の生活保護グループ等からの生保連絡票(紙媒体)により都度年金関係情報を更新する。 <統合基盤システムに関わるもの> ・団体内統合宛名番号等の統合基盤システムで管理する情報について、随時もしくは定期的に連携する。	
④入手に係る妥当性	・被保険者等の届出を受理し、日本年金機構に届出情報を提供する。 ・被保険者等の資格・給付情報管理に必要な住基情報を入手し、日本年金機構へ提供する。 ・免除等申請、障がい基礎年金(20歳前障がい)の請求等の処分に必要となる所得情報を入手して日本年金機構に対して提供する。 なお、日本年金機構が情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報等を取得できるようになった後も、被保険者等からの問合せに対応するために入手する必要がある。 ・日本年金機構で付番された基礎年金番号や、免除等の審査結果、年金請求の支給決定結果等を、本市国民年金システムに入力し、年金関係情報とあわせて管理することで、被保険者等の問合せ等に対応する。 ・生活保護受給開始又は廃止に係る情報を入手し、法定免除該当又は消滅届出情報を日本年金機構へ提供する。	
⑤本人への明示	本人及び日本年金機構から入手する情報については、利用目的を本人に明示して入手する。 また、庁内連携システムを通じて入手を行うことは、番号法第9条第2項に基づき、大阪市個人番号の利用等に関する条例第3条第2項及び第3項、別表第2に明示されているとともに、各届出、申請時に本人に口頭で説明を行う。	
⑥使用目的 ※	国民年金の資格適用事務、給付事務を行うこと	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	福祉局生活福祉部保険年金課、各区保険年金事務担当課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	＜国民年金システムに関わるもの＞ ①被保険者等の届出、申請等を受理し、日本年金機構に届出情報を提供する。 ②被保険者等の資格・給付情報管理に必要な住基情報を入手し、日本年金機構へ提供する。 ③免除等申請、障がい基礎年金(20歳前障がい)の請求等の処分に必要となる所得情報を入手して日本年金機構に対して提供する。 なお、日本年金機構が情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報等を取得できるようになった後も、被保険者等からの問合せに対応するために入手する必要がある。 ④日本年金機構で付番された基礎年金番号や、免除等の審査結果、年金請求の支給決定結果等を、本市国民年金システムに入力し、年金関係情報とあわせて管理することで、被保険者等の問合せ等に対応する。 ⑤生活保護受給開始又は廃止に係る情報を入手し、法定免除該当又は消滅届出情報を日本年金機構へ提供する。 ＜統合基盤システムに関わるもの＞ ⑥個人番号を突合することにより団体内統合宛名番号を取得する。
	情報の突合 ※ ・住基情報と届出や申請等内容を突合して、被保険者等を確認する。【①②⑤】 ・地方税関係情報と被保険者等及びその世帯員を突合して所得額等を確認する。【③】 ・国民年金システムの年金関係情報と日本年金機構の処理結果等を突合して適正に管理を行う。【④】 ・統合基盤システムの宛名情報と住登外者の申請・届出内容を突合し確認する。【⑥】
	情報の統計分析 ※ 被保険者数及びその推移、資格等異動件数、年金受給権者数及び推移、受給権者の異動件数の統計を行う。 ただし、特定の個人を判別しうような情報の統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ ・保険料免除等の事実審査を行い、日本年金機構が処分を行う。 ・老齢、障がい、遺族基礎年金等の請求に関する受給要件確認を行い、日本年金機構が処分を行う。
⑨使用開始日	平成29年4月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	☐ 委託する (5) 件 ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システム保守・運用業務
①委託内容	国民健康保険等システムの定常的な運用業務及びメンテナンス等の保守業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	☐ 対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	☐ 対象となる本人の範囲 ※ 特定個人情報ファイルの範囲と同様
	☐ その妥当性 国民健康保険等システムの安定稼働のため従来よりシステム保守業務を委託しており、個人番号取得後においても引き続き安定的な維持管理のため委託をすることが妥当である。
③委託先における取扱者数	☐ 50人以上100人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] その他 (委託先へ特定個人情報ファイルを提供することはない(作業は本庁舎等設置端末を利用))
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名	株式会社NTTデータ関西

再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。	
	⑨再委託事項	システム改修等における設計・製造・試験の一部業務	
委託事項2～5			
委託事項2		中央情報処理センター運用業務委託	
①委託内容		中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、帳票印刷、入出力媒体の管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。 ）	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。	
	⑨再委託事項	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務	

委託事項3		基幹系システム統合基盤運用保守	
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (サーバー設置場所、または中央情報処理センター内の情報システム室) における運用保守のみのため提供しない。	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。	
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務	
委託事項4		バックアップ用媒体の運搬及び保管業務委託	
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。外部記憶媒体を保護ロッカーに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ロッカーを配送する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (鍵付の保護ロッカーに媒体を格納し、委託業者に預けている。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社 NXワンビシアーカイズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		中央情報処理センター第二別館運用業務委託
①委託内容		バックアップ用媒体の管理
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	＜選択肢＞ ☐ 特定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ ☐ 100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ ☐ 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社 オプテージ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ ☐ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先2～5					
移転先2		福祉局生活福祉部保護課			
①法令上の根拠		番号法第9条第2項　市番号条例別表第2の第7の項			
②移転先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務			
③移転する情報		要保護者等に係る国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給に関する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様。			
⑥移転方法		[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他（ 	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙		
⑦時期・頻度		照会の都度、随時			
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		1. 特定個人情報の保管場所 ・特定個人情報はシステム用ファイルとして国民年金システム及び統合基盤システムのサーバー内に格納している。 ・バックアップデータを記録したCD等の外部媒体は中央情報処理センターの情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。 2. 保管場所の状況 ①サーバー ・国民年金システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）内のサーバ室に設置している。 ・中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にはICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入室認証を実施している。 ②外部媒体 ・情報システム室については、上記①に同じ。 ・遠隔地保管については、専門事業者へ委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施設の内え、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。			
②保管期間		期間	[定められていない]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
		その妥当性	被保険者及び受給権者の記録を管理するため保管期間は定められていないが、本市の住民基本台帳から削除された者については、消除後5年間を保管期間とする。		

③消去方法	【電子データ】 ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。 【紙書類】 ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<国民年金システム>

(1) 住基 個人基本情報

1. 国保区分コード、2. 整理番号1、3. 異動番号、4. 直近区分、5. 市異動番号、6. 整理番号2、7. 住基区分コード、8. 氏名 姓 カナ、9. 氏名 名 カナ、10. 氏名 姓名 漢字、11. 英字 姓 半角、12. 英字 名 半角、13. 英字 姓名 全角、14. 氏名 姓名 併記、15. 氏名 変更年月日、16. 生年月日、17. 市内住所コード、18. 性別コード、19. 続柄コード、20. 続柄 変更年月日、21. 世帯主氏名、22. 英字世帯主氏名、23. 市民日、24. 市届出日、25. 区民日、26. 区届出日、27. 個人の住定年月日、28. 個人の住定事由、29. 個人の住定届出年月日、30. 個人の減年月日、31. 個人の減事由、32. 個人の減届出年月日、33. 異動年月日、34. 異動事由、35. 異動届出年月日、36. 消除区分、37. 住民区分、38. 住民票出力順位、39. 回復区分、40. 外国人登録番号、41. 在留カード等の番号、42. 通称名 姓 カナ、43. 通称名 名 カナ、44. 通称名 姓名 漢字、45. 通称名 変更年月日、46. 国籍コード、47. 第30条の45に規定する区分、48. 在留資格コード、49. 在留資格 変更年月日、50. 在留期間等、51. 在留期間等の満了の日 年月日、52. 外国人住民となった日 年月日、53. 在留期間 自、54. 在留期間 至、55. 日本字、56. 個人番号、57. タイムスタンプ、58. ユーザID

(2) 国年 宛名個人基本

1. 区分コード、2. 整理番号1、3. 整理番号2、4. 住民種別コード、5. 在外仮登コード、6. 氏名 姓 カナ、7. 氏名 名 カナ、8. 氏名 姓名 漢字、9. 住基氏名(漢字)、10. 住基氏名(全角英字)、11. 生年月日、12. 性別コード、13. 続柄コード、14. 世帯主氏名、15. 英字世帯主氏名、16. 市民日、17. 市届出日、18. 区民日、19. 区届出日、20. 増年月日、21. 増事由、22. 増届出日、23. 減年月日、24. 減事由、25. 減届出日、26. 異動年月日、27. 異動事由、28. 異動届出年月日、29. 消除区分、30. 市内住所コード、31. 市内住所方書、32. 外字区分、33. 再転入処理区分、34. 在留カード等の番号、35. 通称名 姓 カナ、36. 通称名 名 カナ、37. 通称名 姓名 漢字、38. 国籍コード、39. 第30条の45に規定する区分、40. 在留資格コード、41. 在留資格 変更年月日、42. 在留期間等、43. 在留期間等の満了の日 年月日、44. 転入区分、45. 転入年月日、46. 転入事由、47. 転入届出日、48. 転入前住所コード、49. 転入前住所 漢字、50. 転入前住所方書、51. 転入前郵便番号、52. 転出区分、53. 転出年月日、54. 転出事由、55. 転出届出日、56. 転出先住所コード、57. 転出先住所 漢字、58. 転出先住所方書、59. 転出先郵便番号、60. 更新区分、61. タイムスタンプ、62. ユーザID

(3) 国年 年金基本

1. 基礎年金番号、2. 整理番号1、3. 居住区分コード、4. 住民種別コード、5. 被保険者種別詳細コード、6. 受給権確定区分、7. 受給資格判別コード、8. 氏名選択表示区分、9. 基礎給付区分、10. 未支給給付区分、11. 老福給付区分、12. 給付のみコード、13. 仮付番区分、14. 仮受付区分、15. 仮受付年月日、16. 受給権発生年月、17. 喪失予定年月日、18. 訂正前基礎年金番号、19. 訂正年月日、20. 訂正前整理番号1、21. 配偶者基礎年金番号、22. 資格履歴番号、23. 被保険者種別コード、24. 資格取得事由コード、25. 資格職権取得区分、26. 資格取得理由コード、27. 資格取得年月日、28. 資格取得届出年月日、29. 資格喪失事由コード、30. 資格職権喪失区分、31. 資格喪失理由コード、32. 資格喪失年月日、33. 資格喪失届出年月日、34. 付加履歴番号、35. 付加基金種別コード、36. 付加基金詳細種別コード、37. 付加申出年月日、38. 付加辞退理由コード、39. 付加辞退年月日、40. 免除履歴番号、41. 免除種別コード、42. 免除種別詳細コード、43. 免除状態コード、44. 免除開始年月、45. 免除終了年月、46. 免除受付区コード、47. 免除受付年月日、48. 免除進達区コード、49. 免除進達年月日、50. 免除決定区コード、51. 免除決定年月日、52. 継続区分、53. 払出資格履歴番号、54. 払出付加基金履歴番号、55. 払出免除履歴番号、56. 払出手帳再発行履歴番号、57. 払出発送履歴番号、58. 払出基礎給付履歴番号、59. 払出死亡未支給履歴番号、60. 払出老齢福祉給付履歴番号、61. 更新区分、62. 異動事由1、63. 異動事由2、64. 異動事由3、65. 連動事由1、66. 連動事由2、67. 連動事由3、68. バッチ処理コード、69. タイムスタンプ、70. ユーザID

(4) 国年 基礎給付基本

1. 基礎年金番号、2. 履歴番号、3. 制度コード、4. 証書記号番号、5. 旧証書記号番号、6. 年金種別コード、7. 受給権発生年月、8. 裁定結果コード、9. 決定理由コード、10. 失権年月、11. 失権理由コード、12. 払出給付連番、13. 更新区分、14. 異動事由1、15. 異動事由2、16. 異動事由3、17. 連動事由1、18. 連動事由2、19. 連動事由3、20. バッチ処理コード、21. タイムスタンプ、22. ユーザID

<統合基盤システム>

(団体内宛名)

1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 氏名(漢字)、4. 氏名(カナ)、5. 住所、6. 生年月日、7. 性別、8. 業務システム固有宛名番号、9. 異動事由、10. 識別項目1、11. 識別項目2、12. 識別項目3、13. 識別項目4、14. 登録日時、15. 更新日時

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
国民年金事務情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【本人からの情報入手】 ・本人が書面を提出する際に、本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする）が本人以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・国民年金業務に係る各種申請等に関し、基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書、個人番号カード（もしくは、通知カード及び顔写真入りの官公署発行の身分証明書等）で申請者の本人確認を行う。 【他部署からの情報入手】 ・情報入手の際、個人番号により5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【本人からの情報入手】 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 【他部署からの情報入手】 ・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【本人からの情報入手】 ・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することを原則としている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 【他部署からの情報入手】 ・事務を行う上で従事者からの国民年金システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	国民年金業務に係る各種申請等に関し、基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書、個人番号カード（もしくは、通知カード及び顔写真入りの官公署発行の身分証明書等）で行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードや通知カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【本人からの情報入手】 ・本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努める。 ・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 ・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。 【他部署からの情報入手】 ・住民の情報については、住記システムから情報を定期的に取得する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	【本人からの情報入手】 ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。 【他部署からの情報入手】 ・照会情報を記載した保管不要な書類はシステムへの入力等を終えた場合は速やかに(シュレッダーで)処分する。 ・事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。 【その他】 ・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策などを実施。 ・定期的及び随時にウイルス対策ソフトウェアの更新を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から国民年金システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に関係する事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・国民年金システムを使用するための端末は、他のシステム(介護)も起動できるが、国民年金事務を担当する職員が使用できるのは、国民年金システムのものに限られている。したがって、国民年金事務ファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	【認証方法】 <国民年金システムにおける措置> ・国民年金システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザーIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 ・パスワードは定期的に変更するようシステムで設定している。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザーIDを付与し、ユーザーID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求める設定としている。 【なりすまし防止策】 従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザーID、パスワードを適切に管理する。 ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする。 ・パスワードは定期的に変更する。 ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない。 ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する。 ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<国民年金システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザーIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザーIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。 <統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザーID、アクセス権限の割付を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザーIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。	

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法		<国民年金システムにおける措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ・ユーザIDやアクセス権を国民年金システムを管理する課長と事業所管課の課長が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。 <統合基盤システムにおける措置> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		<国民年金システムにおける措置> ・国民年金システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保管する。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムのアクセスログ、操作ログを記録し、事務運用で必要となる期間と同一の期間保管する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		【職員の情報管理】 ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。 ・国民年金システム及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。 【委託事業者の情報管理】 ・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。 【職員の違反措置】 ・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析(平成29年1月からは随時記録確認可となる)を行い、事務外の利用有無を確認する。 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 個人情報への漏えい 個人情報の目的外使用 情報セキュリティポリシー違反
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		【職員の情報管理】 ・国民年金システムの運用に関わる職員を対象に、当該システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。 【委託事業者の情報管理】 ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。 <国民年金システムにおける措置> ・国民年金システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	【業者選定時】 ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得若しくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。 【契約時】 ・契約書において次の事項を定めている。 ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 イ 個人情報保護に関する安全管理措置 ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 ・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査を実施する。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	委託契約書に次の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。 ④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。 ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1ヵ月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行っている。 ・システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容が記録される。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【バックアップ用媒体の運搬及び外部保管業務委託】 業務の性格上、外部で特定個人情報を取扱うことになるが、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはなく、また、基本的な個人情報の取り扱いについて契約条項に定めている。 【上記以外の委託】 上記以外で、委託先に特定個人情報ファイルを提供することは基本的になく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用する等、特定の作業場所で行うこととしている。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【外部保管業務委託】 委託先に提供した外部記録媒体については、一定の保管期間を過ぎた後に返還を受け、本市にて媒体の処分を行う。 【上記以外の委託】 特定個人情報の持ち出しは基本的に許可していないため、消去対象の情報はない。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	

	規定の内容 ・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。 ・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止。 ・個人情報等の外部への持ち出し禁止。 ・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く)。 ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能。 ・一括再委託等の禁止。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法 ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。 ・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている。 (※) 委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【提供】 ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、提供元及び提供先において押印により授受を確認している。 ・郵送については、特定記録等により連携を行う。 【移転】 ・移転については、国民年金システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録するように構築している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【提供】 ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の提供を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。 【移転】 ・番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の移転について、規定の範囲内で移転を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。	
その他の措置の内容	USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【提供】 ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、それ以外の方法で行われることはなく、不適切な方法で提供が行われることはない。 【移転】 ・国民年金システムから対象のシステムに向け、指定の日時に指定した情報を抽出するようシステムを構築し、抽出した情報を対象システムに引き渡して移転を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【提供】 ・提供するデータについては、システムで自動的に作成されるが、不用品データが作成されないようプログラミングされているため、誤った情報を提供してしまうことはない。 ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、それ以外の方法で行われることはなく、誤った相手に提供が行われることはない。 【移転】 ・国民年金システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、法令に基づき認められる情報のみを、決められた移転先のみにはしか移転できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)サーバ室における対策】 特定個人情報を格納するサーバを設置するサーバ室は次の対策を行っている。 ・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。 ・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。 ・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター(第二別館)内に保管し、入室者の制限を行っている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【ウイルス対策】 ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバー及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 【不正アクセス対策】 ・国民年金システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【その他】 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管方法としている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<国民年金システムにおける措置> ・国民年金システムについて、区役所等のシステム利用部署の責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	
3. その他のリスク対策		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険等システム(国民年金業務)ファイル
公表場所	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000605990.html
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 電話: 06-6208-7977 ファックス: 06-6202-4156
②対応方法	・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪市ホームページへの掲載及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市福祉局生活福祉部保険年金課)への持参により意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和8年6月22日～令和8年7月21日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	情報流出の懸念に対して、より慎重に対応を行ってほしい
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和8年7月28日
②方法	大阪市個人情報保護審議会による点検
③結果	特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	<表紙>公表日	2015/7/31	2016/8/31	事前	
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	2016/1/4	2017/6/1	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図 (1)資格適用に係る事務 (2)給付に係る事務	29年7月以降は、日本年金機構が情報提供ネットワーク経由で所得情報を取得する。	日本年金機構での情報連携開始以降は、日本年金機構が情報提供ネットワーク経由で所得情報を取得する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民局総務部総務課、財政局税務部課税課	市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局生活福祉部保護課	事後	①本市内部の庁内連携は個人番号を用いず独自番号で行うため、記載していなかったが、H28.12月に制定した本市規則で、双方で個人番号を保有し紐付け可能な場合は特定個人情報として扱うよう整理したため、追加記載する。重要な変更の対象項目だが、取り扱いに変更はなく考え方の整理のみであるため、重要な変更にあたらない。
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(記載なし)	・各区の生活保護グループ等からの生保連絡票(紙媒体)により都度年金関係情報を更新する。	事後	同上
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(記載なし)	・生活保護受給開始又は廃止に係る情報を入手し、法定免除該当又は消滅届出情報を日本年金機構へ提供する。	事後	同上
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(記載なし)	⑤生活保護受給開始又は廃止に係る情報を入手し、法定免除該当又は消滅届出情報を日本年金機構へ提供する。 <統合基盤システムに関わるもの> ⑥個人番号を突合することにより団体内統合宛名番号を取得する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・住基情報と届出や申請等内容を突合して、被保険者等を確認する。【①②】 ・地方税関係情報と被保険者等及びその世帯員を突合して所得額等を確認する。【③】 ・国民年金システムの年金関係情報と日本年金機構の処理結果等を突合して適正に管理を行う。【④】 ・統合基盤システムの宛名情報と住登外者の申請・届出内容を突合し確認する。【⑤】	・住基情報と届出や申請等内容を突合して、被保険者等を確認する。【①②⑤】 ・地方税関係情報と被保険者等及びその世帯員を突合して所得額等を確認する。【③】 ・国民年金システムの年金関係情報と日本年金機構の処理結果等を突合して適正に管理を行う。【④】 ・統合基盤システムの宛名情報と住登外者の申請・届出内容を突合し確認する。【⑥】	事後	同上
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転を行っている件数)	(記載なし)	1件	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先1)	(記載なし)	(市民局総務部総務課を追記)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 (リスク1: 特定個人情報の提供・移転の記録—具体的な方法)	【提供】 ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、提供元及び先において押印により授受を確認している ・郵送については、簡易書留により連携を行う。 (移転について記載なし)	【提供】 ・提供を行う媒体の授受・運搬について、手順が定められており、提供元及び先において押印により授受を確認している ・郵送については、特定記録等により連携を行う。 【移転】 ・移転については、国民年金システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録するように構築している。	事後	①本市内部の庁内連携は個人番号を用いず独自番号で行うため、記載していなかったが、H28.12月に制定した本市規則で、双方で個人番号を保有し紐付け可能な場合は特定個人情報として扱うよう整理したため、追加記載する。重要な変更の対象項目だが、取り扱いに変更はなく考え方の整理のみであるため、重要な変更には当たらない。 また、提供の際の郵送種別を変更したが、リスク管理上の影響はない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 (リスク1: 特定個人情報の提 供・移転に関するルール)	(移転について記載なし)	【移転】 ・番号法の規定に基づき、認められる特定個人 情報の移転について、規定の範囲内で移 転を行う。また特定個人情報保護の理解度を 高めるために、教育・指導を行う。	事後	①本市内部の庁内連携は個人 番号を用いず独自番号で 行うため、記載していなかつ たが、H28.12月に制定した本 市規則で、双方で個人番号 を保有し紐付け可能な場合 は特定個人情報として扱うよ う整理したため、追加記載す る。重要な変更の対象項目 だが、取り扱いに変更はなく 考え方の整理のみであるた め、重要な変更にあたらない。
平成28年8月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 (リスク2: 不適切な方法で提 供・移転が行われるリスク― リスクに対する措置の内容)	(移転について記載なし)	【移転】 ・国民年金システムから対象のシステムに向 け、指定の日時に指定した情報を抽出するよ うシステムを構築し、抽出した情報を対象シ ステムに引き渡して移転を行っている。	事後	同上
平成28年8月31日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転 (リスク3: 誤った情報を提 供・移転してしまうリスク等― リスクに対する措置の内容)	(移転について記載なし)	【移転】 ・国民年金システムでは本業務で保有する情 報をすべて連携することはできず、法令に基 づき認められる情報のみを、決められた移転 先のみにしか移転できない仕組みとしてい る。	事後	同上
平成28年8月31日	【別紙1】事務内容別 情報連 携イメージ図 (1)資格適用に係る事務 6.資格異動情報提供 10.生保連絡票	(「特定個人情報を含まない情報の流れ」とし て記載)	(「特定個人情報の流れ」として記載)	事後	同上
平成28年8月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	福祉局長 西嶋 善親	福祉局長 諫山 保次郎	事後	③その他の項目の変更であ り事前の提出・公表が義務 付けられない
平成28年8月31日	(別添1)事務の内容 図中の凡例	・特定個人情報の流れ ・特定個人情報を含まない情報の流れ	・特定個人情報の流れ	事後	③その他の項目の変更であ り事前の提出・公表が義務 付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・住民登録者は住基システムの異動情報と連動し、日次更新する。住民登録以外の者は被保険者等の届出によりその都度更新する。	・住民登録者は住基システムの異動情報と連動し、日次更新する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (提供先1)⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者等及びその世帯員 ・過去に本市で住民登録をしていた、被保険者等であった者	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(表現の修正のみで内容は同じ)
平成28年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社日立システムズ	アクセンチュア株式会社	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法(特記事項)	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載する予定。	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/3/10	2016/5/25	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年3月23日 から 平成27年4月22日 まで	平成28年6月20日 から 平成28年7月22日 まで	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月31日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2015/5/19	平成28年 8月 8日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年1月4日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(記載省略)	(システム再構築に伴い、テーブル構成の見直しを行ったため、全面的に差し替える)	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	2017/6/1	2017/4/1	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転を行っている件数)	1件	2件	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (提供先1) ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 第31の項	番号法第9条第1項別表第一 第31の項、国民年金法第3条第3項、国民年金法施行令第1条の2	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (移転先2)	(記載なし)	(福祉局生活福祉部保護課を追記)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月31日	<表紙> 公表日	2016/8/31	2017/3/31	事後	
平成30年11月13日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第31の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条の2	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	大阪市個人番号の利用等に関する条例	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第7の項	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)によって不正にしようされるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法	・国民年金システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	・国民年金システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行っている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員・アクセス権限のない職員等)によって不正にしようされるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法	・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザIDとパスワードによる認証を行う。	・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行う。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 ・具体的なチェック方法	・大阪市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、毎年1回、総括情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。	(記載なし)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 ・具体的な内容	・情報セキュリティ責任者が毎年セキュリティ内部監査として、セキュリティ対策の実施状況について確認を行っており、本システムについてもその中で確認を行っている。 また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部監査人によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部監査人によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年11月13日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局長 諫山 保次郎	福祉局長	事後	国様式の変更による
平成30年11月13日	<表紙>公表日	2017/3/31	2018/11/13	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	阪神不動産株式会社	阪急阪神エーステート・サービス株式会社	事後	社名変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	<表紙> 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 (特記事項)	国民年金事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。	国民年金事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。	事後	標準契約書の変更による
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他 (サーバー設置場所における運用保守のみのため提供しない。)	その他 (サーバー設置場所、または中央情報処理センター内の情報システム室における運用保守のみのため提供しない。)	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転のため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載なし)	中央情報処理センター第二別館運用業務委託	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	(記載なし)	バックアップ用媒体の管理	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	100万人以上1,000万人未満	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	10人以上50人未満	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	その他 (サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	(記載なし)	株式会社オプテージ	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託しない	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転に伴い、委託事項2の一部を別会社に委託したため
令和3年3月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	2. 保管場所の状況 ①サーバー ・国民年金システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に関しカメラを設置する中央情報処理センター内の情報システム室に設置している。 ・中央情報処理センターは入退館時にID及び生体認証装置による認証を行っており、情報システム室はICカードと暗証番号により入室制限を行っている。	2. 保管場所の状況 ①サーバー ・国民年金システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)内のサーバ室に設置している。 ・中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入室認証を実施している。	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用さ れるリスク ・ユーザ認証の管理 ・具体的な管理方法	<国民年金システムにおける措置> ・国民年金システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 ・パスワードは定期的に変更するようシステムで設定している。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、ユーザID、パスワード及び生体情報(指静脈)による認証を行う。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更を求め設定としている。	<国民年金システムにおける措置> ・国民年金システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 ・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、IDとパスワードによる認証生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。	事後	表現の統一のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 ・具体的な対策の内容	【情報システム室における対策】 特定個人情報を格納するサーバーを設置する情報システム室は次の対策を行っている。 ・情報システム室は無窓構造であり、入退室できるドアは2か所に限定しており、これらのドアもICカードによる入退室管理を行っている。 ・サーバー機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・情報システム室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室内に設置したサーバーは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。 【記録媒体等の保管場所における対策】 バックアップデータを記録した媒体の保管場所については、次の対策を行っている。 ・システムバックアップデータは、情報システム室内の保管庫に格納し、入室者の制限を行っている。また、大阪府外の遠隔地にも保管している。	【中央情報処理センター第二別館（民間データセンター）サーバ室における対策】 特定個人情報を格納するサーバを設置する。サーバ室は次の対策を行っている。 ・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。 ・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。 ・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持ち出す場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター（第二別館）内に保管し、入室者の制限を行っている。	事後	中央情報処理センター第二別館の運用開始によるサーバ機器の設置場所移転のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月26日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 ・具体的な内容	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者が実施する内部監査において全てのシステムのセキュリティ対策の状況について確認を行い、外部監査人による評価を受ける。 また、セキュリティ内部監査の結果、必要と認められるシステムについては、選任された外部監査人によるセキュリティ監査を受け、問題点の把握・改善に努めている。	・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者（情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。）が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。 ・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。	事後	表現の統一のため
令和3年8月30日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事前	中央情報処理センター運用 業務委託の次期調達に伴 い、再委託を行う可能性があ るため記載
令和3年8月30日	(同上) ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾 申請書の提出があった場合は、申請内容を 審査した結果、再委託が適当と判断した場合 は委託先に対し承諾書を交付する。	事前	(同上)
令和3年8月30日	(同上) ⑨再委託事項	(記載なし)	中央情報処理センターで運用する業務システ ムの実行監視、入出力媒体の管理における 一部業務	事前	(同上)
令和3年8月30日	(同上) 5. 特定個人情報の提供・移 転 移転先1	市民局総務部総務課	市民局総務部住民情報担当	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 ・特定個人情報の提供ルー ル ・委託先から他者への提供 に関するルール遵守の確認 方法	委託先から第三者への特定個人情報の提供 は認めていない。	・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、 委託先は、特定個人情報の目的外利用およ び第三者に提供してはならないこと、特定個 人情報の複写、複製、またはこれらに類する 行為をすることはできないことなどについて委 託契約書に明記することとしている。 ・委託契約の調査事項に基づき、必要がある ときは委託先に対して調査を行い、または報 告を求める。	事後	
令和3年8月30日	(同上) ・委託元と委託先間における 提供に関するルールの内容 及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報ファイルを提供する ことは基本的になく、特定個人情報を取扱う 作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用 する等、特定の作業場所で行うこととしてい る。ただし、バックアップ用媒体の運搬及び外 部保管業務委託事業者については、業務の 性格上外部で特定個人情報を取扱うことにな るが、保管するのみで直接的に個人情報にア クセスすることはなく、また、基本的な個人情 報の取り扱いについて契約条項に定めてい る。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託 先の個人情報等の保護状況について立入検 査を実施する。	【バックアップ用媒体の運搬及び外部保管業 務委託】 業務の性格上、外部で特定個人情報を取扱 うことになるが、保管するのみで直接的に個 人情報にアクセスすることはなく、また、基本 的な個人情報の取り扱いについて契約条項 に定めている。 【上記以外の委託】 上記以外で、委託先に特定個人情報ファイ ルを提供することは基本的になく、特定個人情 報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置 端末を利用する等、特定の作業場所で行うこ ととしている。 ・委託元は、必要があると認めるときは、委託 先の個人情報等の保護状況について立入検 査を実施する。	事後	
令和3年8月30日	(同上) ・特定個人情報の消去ルー ル ・ルール内容及びルール 順守の確認方法	委託事業者には特定個人情報の持ち出しは 基本的に許可していないため、消去対象の情 報はない。ただし、外部保管業務委託事業 者に提供した外部記憶媒体については、一定 の保管期間を過ぎた後に返還を受け、本市 にて媒体の処分を行う。	【外部保管業務委託】 委託先に提供した外部記録媒体については、 一定の保管期間を過ぎた後に返還を受け、本 市にて媒体の処分を行う。 【上記以外の委託】 特定個人情報の持ち出しは基本的に許可し ていないため、消去対象の情報はない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月30日	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<国民年金システムにおける措置> ・国民年金システムについて、区役所等のシステム利用部署の責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。	<国民年金システムにおける措置> ・国民年金システムについて、区役所等のシステム利用部署の責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事後	
令和4年3月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	国民年金システムの定常的な運用業務及びメンテナンス等の保守業務	国民健康保険等システムの定常的な運用業務及びメンテナンス等の保守業務	事後	実際の契約名称と合わせるため
令和4年3月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国民年金システムの安定稼働のため従来よりシステム保守業務を委託しており、個人番号取得後においても引き続き安定的な維持管理のため委託をすることが妥当である。	国民健康保険等システムの安定稼働のため従来よりシステム保守業務を委託しており、個人番号取得後においても引き続き安定的な維持管理のため委託をすることが妥当である。	事後	実際の契約内容と合わせるため
令和5年3月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	アクセンチュア株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	事後	実際の契約内容と合わせるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月5日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民年金に関する事務	国民年金事務	事後	評価書名に合わせる
令和7年8月5日	I 基本事項 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<国民健康保険等システム(うち、国民年金システム)> 国民年金法(以下「国年法」という。)に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。 ①国民年金被保険者資格の適用事務 資格取得・喪失、種別変更、任意加入等の届出を受け、日本年金機構に送付し、日本年金機構より処理結果を受取る。また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者からの免除等申請(納付猶予、学生納付特例を含む)を受け、所得情報とともに日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。 (詳細は、「(別添1)事務の内容 (2) 資格適用に係る事務」を参照) ②国民年金の給付事務 受給権者から年金請求(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等)を受け、日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。 (詳細は、「(別添1)事務の内容 (3) 給付に係る事務」を参照)	<国民健康保険等システム(うち、国民年金システム)> 国民年金法(以下「国年法」という。)に関する事務であって主務省令で定めるものについて以下の事務を行う。 ①国民年金被保険者資格の適用事務 資格取得・喪失、種別変更、任意加入等の届出を受け、日本年金機構に送付し、日本年金機構より処理結果を受取る。また、国民年金保険料の納付が困難な被保険者からの免除等申請(納付猶予、学生納付特例を含む)を受け、所得情報とともに日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。 (詳細は(別添1)を参照) ②国民年金の給付事務 受給権者から年金請求(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等)を受け、日本年金機構に送付し、日本年金機構より審査結果を受取る。 (詳細は(別添1)を参照)	事後	別添資料を整理したため
令和7年8月5日	I 基本事項 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 第46の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表の主務省令」という。)第24条の2	事後	法改正
令和7年8月5日	II ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	株式会社NTTデータ関西	事後	実際の契約内容と合わせるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月5日	Ⅱファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	株式会社NTTデータ関西	事後	実際の契約内容と合わせる ため
令和7年8月5日	Ⅱファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	株式会社NTTデータ関西	事後	実際の契約内容と合わせる ため
令和7年8月5日	Ⅱファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	阪急阪神エスレート・サービス株式会社	株式会社 NXワンビシアークाइブズ	事後	実際の契約内容と合わせる ため
令和7年8月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一 第31の項、国 民年金法第3条第3項、国民年金法施行令第 1条の2	番号法第9条第1項別表 第46の項、国民年 金法第3条第3項、国民年金法施行令第1条 の2	事後	法改正
令和7年8月5日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ④個人ファイル簿の公表	行っていない	行っている 個人情報ファイル名:国民健康保険等システ ム(国民年金業務)ファイル 公表場所; https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000605990.html	事後	従前から個人情報ファイル 簿の公表を行っているが、こ れまで誤った選択肢を選択し ていたため。
	I 基本事項 4.特定個人情報ファイルを取り 扱う理由 ①事務実施上の必要性	番号制度の導入後は、現在、基礎年金番号 で受け付けている届出等について、個人番号 で受け付けることを基本とするため。	番号制度の導入後は、基礎年金番号で受け 付けていた届出等について、個人番号でも受 け付けることを基本とするため。	事後	形式的な記載内容の修正で あるため、重要な変更にあた らない
	I 基本事項 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(以下「番 号法」という。)第9条第1項 別表 第46の 項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主 務省令で定める事務を定める命令(以下「番 号法別表の主務省令」という。)第24条の2	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号 法」という。)第9条第1項 別表 第46の項	事後	従前と同様であるが、形式的 な記載内容の修正を行った ため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1) (別添1)別紙1(1)資格適用に係る事務 (別添1)別紙1(2)給付に係る事務	行政機関間等情報連携イメージ 住基システム(市民局) 4. 住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)に住基情報の提供依頼を行い、住所等確認に利用する。 「住基システム(15箇所)」	行政機関間等情報連携イメージ 住記システム(市民局) 4. 住民記録システム(以下「住記システム」という。)に住基情報の提供依頼を行い、住所等確認に利用する。 「住記システム(15箇所)」	事後	令和8年1月に住基システムの標準化を受けて名称が変更になったため
	Ⅱ ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	・4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先及びその他住民票関係情報は、①本人への連絡等のため、②届出等の際の住所確認のため、③続柄情報から適切な世帯対象範囲を特定するため、④死亡・転出等による世帯情報の変更を確認するため	・5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)、連絡先及びその他住民票関係情報は、①本人への連絡等のため、②届出等の際の住所確認のため、③続柄情報から適切な世帯対象範囲を特定するため、④死亡・転出等による世帯情報の変更を確認するため	事後	戸籍法改正により氏名の振り仮名が記載されるためであるが、取扱いに変更はなく重要な変更にあたらない
	Ⅱ ファイルの概要 2. 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目	(記載なし)	生活保護・社会福祉関係情報	事後	事務の取り扱いに変更はなく、前回公表時に記載漏れの内容について追記するものであるため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	住民登録者は住基システムの異動情報と連動し、日次更新する。	住民登録者は住記システムの異動情報と連動し、日次更新する。	事後	令和8年1月に住基システムの標準化を受けて名称が変更になったため
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	本人及び日本年金機構から入手する情報については、利用目的を本人に明示して入手する。 また、庁内連携システムを通じて入手を行うことは、番号法に明示されているとともに、各届出、申請時に本人に口頭で説明を行う。	本人及び日本年金機構から入手する情報については、利用目的を本人に明示して入手する。 また、庁内連携システムを通じて入手を行うことは、番号法第9条第2項に基づき、大阪市個人番号の利用等に関する条例第3条第2項及び第3項、別表第2に明示されているとともに、各届出、申請時に本人に口頭で説明を行う。	事後	形式的な記載内容の追記であるため、重要な変更にあたらない
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③ 委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	基幹系システム統合基盤運用保守の委託先取扱者数が67人となるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(記載省略)	(3)国年_年金基本 5～8.20～28.66～92.97～104.109削除	事後	業務終了に伴う形式的な記載内容の修正であるため、重要な変更にあたらない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (リスク1: 目的外の入手が行われるリスク) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【本人からの情報入手】 ・国民年金業務に係る各種申請等に関し、年金手帳、	【本人からの情報入手】 ・国民年金業務に係る各種申請等に関し、基礎年金番号通知書、年金手帳、	事後	年金手帳から基礎年金番号通知書への切替えに伴うものであるが、取り扱いに変更はなく、重要な変更にあたらない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (リスク1: 目的外の入手が行われるリスク) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【他部署からの情報入手】 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を確認する	【他部署からの情報入手】 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	戸籍法改正により氏名の振り仮名が記載されるためであるが、取扱いに変更はなく重要な変更にあたらない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク)	【入手の際の本人確認の措置の内容】 国民年金業務に係る各種申請等に関し、年金手帳、	【入手の際の本人確認の措置の内容】 国民年金業務に係る各種申請等に関し、基礎年金番号通知書、年金手帳、	事後	年金手帳から基礎年金番号通知書への切替えに伴うものであるが、取り扱いに変更はなく、重要な変更にあたらない
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 (リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク)	【他部署からの情報入手】 ・住民の情報については、住基システムから情報を定期的に取得する。	【他部署からの情報入手】 ・住民の情報については、住記システムから情報を定期的に取得する。	事後	令和8年1月に住基システムの標準化を受けて名称が変更になったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク2 特定個人情報が古 い情報のまま保管され続け るリスク リスクに対する措置の内容	＜国民年金システムにおける措置＞ ・住民の情報については、住基システムから 情報を定期的に取得する ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合宛名に係る住民の4情報(氏名、性別、 生年月日、住所)については、住基システムと 連携し	＜国民年金システムにおける措置＞ ・住民の情報については、住記システムから 情報を定期的に取得する ＜統合基盤システムにおける措置＞ ・統合宛名に係る住民の5情報(氏名、氏名 の振り仮名、性別、生年月日、住所)について は、住記システムと連携し	事後	令和8年1月に住基システム の標準化を受けて名称が変 更になったため及び戸籍法 改正により氏名の振り仮名 が記載されるためであるが、 取扱いに変更はなく重要な 変更にあたらない